

1. 投稿資格

本誌への投稿原稿は、政策科学研究所所員および研究員を第一著者とするものとする。

2. 転載の禁止

他の雑誌に掲載された論文、研究ノート、報告、書評などは、これを採用しない。

3. 著作権

掲載された論文等の著作権（財産権及び著作者人格権）は著作者が専有する。著作者は、本誌への投稿をもって著作権の内「同一性保持権」、「複製権」、「公衆送信権等」の利用を本研究所に許諾する。

4. 電子媒体による公開

本誌に掲載された全ての原稿は、原則として、インターネット等の電子媒体によって公開する。

5. 原稿の形式

- (1) 原稿は、別に定める執筆要領に従い作成し、電子媒体での入稿を行う。
- (2) 原稿の巻頭にタイトル（和・英）、執筆者氏名（和・英）、概要を付する。

6. 原稿の体裁

- (1) 原稿は、8頁までを基本とし、これを超える場合、追加費用を個人負担とすることがある。
- (2) 原稿は、単色刷りを基本とし、多色刷りを希望する場合は、追加費用を個人負担とすることがある。

7. 投稿の申込み

投稿希望者は、政策科学研究所運営委員会（以下、運営委員会）が公示する期限までに、運営委員会の提示する申し込み用紙に、氏名を記入する。ただし、申し込み者が所定の数に達しないか、またはそれを超える場合には、運営委員会がこれを調整する。

8. 原稿の提出

投稿は、運営委員会の定める提出期限までに電子媒体（メール添付、CD-R など）で行う。締切以降に提出された原稿は掲載されない場合がある。

9. 原稿の修正

投稿後の原稿の修正は、原則として行わないものとする。やむを得ない場合は初校において修正し、大幅な修正の結果、印刷費が追加されるときは、追加費用を個人負担とすることがある。

10. 校正

校正は原則として第二校までとし、初校は執筆者および運営委員会が行い、第二校は運営委員会で行う。

11. 抜刷

抜刷は、論文、研究ノート、報告、書評など各1篇につき50部までを無料とし、それを超える分については実費を執筆者の負担とする。

- 付則
- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
 - 2 この規程の改正には、政策科学研究所所員の3分の2以上の賛成を要する。